

日本上代「多胡郡碑」の書風の考察

吉 松 圭之介*

【要 旨】 わが国に存する上代の古碑は 10 数基を数えるに過ぎない。その一つ、群馬県高崎市にある「多胡郡碑」は 711 年の建郡記念碑である。この「多胡郡碑」と鄭義下碑等の中国北魏時代の書蹟とを比較し、当時の日本の書と中国北魏時代の書との関わりについて考察する。

【キーワード】 多胡郡碑 『續日本紀』 鄭義下碑等の中国北魏時代の書蹟

はじめに

わが国の上代に属する金石文を、中国のそれと比較すれば見るに足るものが真に少ないことは歴史上止むを得ないことかも知れない。それだけに、つとに先賢らの手で見出され珍重された幾つかの名だたる古碑・金石文の存在は、極めて貴重であると言わなければならない。ここではその中から「多胡郡碑」(711 年)を取り上げ、その歴史的背景を『續日本紀』を基に検証した上で、北魏書の代表的な「鄭義下碑」(511 年)等と比較検討し日本上代における中国の書風の受容について、用法と字形の類似点を探ってみたい。遠く 2 世紀を隔てて、それが投影されている様子と、奈良朝に通じる気分が濃く反映している個々の文字の書風を両碑の風土を探りつつ検証してみる。

「多胡郡碑」の風土

関東平野の西北の隅に、群馬県高崎市山名町というところがある。J R 高崎駅から上信電鉄の下仁田行きに乗り換え、吉井駅で下車、道標に沿って 30 分程歩いた所の鎬川の岸近く、高崎市多野郡吉井町大字池字御門 1085 番地。そこが「吉井いしぶみの里公園」である。記念館入口から大賀ハス池を左手に見て、芝生広場に小高い古墳があり、その正面に平成 8 年に開館した多胡碑記念館が建っている。その西南部の一隅、大櫓のもとに「多胡郡碑」が宝形造りの碑亭に納まっている。今は国指定特別史跡である。更にそこから東北に約 5km、上信線西山名駅から 1.4km 弱の奥まった北側の急斜面の中央に「山ノ上碑」(681 年)がある。これも平成になって造られた堂に納まっている。傍らには山に寄せ掛けられたように造られた古墳が残っている。この古墳は円墳で、羨道の入口の高さは約 0.9m、長さは 3.3m 程で中へ潜り込むと馬頭観音像とおぼしき像がある。そしてそこから西方の丘陵を越えると谷がある。そこは上信線根子屋駅

平成 18 年 5 月 30 日受理

*よしまつ・けいのすけ 大分大学教育福祉科学部情報社会文化課程総合表現コース

から約 1km の根小屋町字金井沢で、この地に「金井沢碑」(726 年)がある。これも堂に納められている。碑面はだいぶ傷んでいて、はっきり目視出来ない。「多胡郡碑」「山ノ上碑」「金井沢碑」は、合わせて「上野三碑」と呼ばれ、この地域に散在するのである。この「上野三碑」は古代史の研究の上で古くから知られている金石文であったが、こういう金石文が一体どのような歴史的な意味をもっているのかということは、必ずしもはっきりしてはいない。特に日本の古代史の全体的な流れや、7 世紀から 8 世紀にかけて、飛鳥から奈良の古代史の発展の筋道にきちんと位置づけて、この三つの碑文が、議論されたことはあまりなかったといえる。それは、それぞれの金石文が一地域に存在しているにも拘らず、それぞれが孤立していて関連資料がほとんど残されていないからである。

「鄭義下碑」の風土

「鄭義下碑」は、中国・北魏時代、鄭道昭(?～516)が父・義の事跡などを後世に伝える為に光州の摩崖に刻した頌徳碑である。実見した碑は、自ら碑と題するだけに摩崖とはいえ、いくぶん謹直に書かれてあるように見える。鄭義は光州とは関係のない人物だが、鄭道昭が光州刺史であった為、父の事跡などを後世に伝えるべくその管内の山に刻したのである。永平 4 年(511 年)、初め天柱山の岩壁に刻されたが、石質不良の為、さらに雲峯山の崖石に彫り直され、前者を上碑、後者を下碑と称している。両方とも同様の趣意を綴ってある。文章は上碑が下碑よりやや簡略であるが、整拓本によると 1230 余字を数える。文字の大きさも上碑の 3.6～3.9cm に対して下碑は 5.2～5.5cm あり、しかも目視すると、上碑の方が風化で文字がやや全体にぼんやりしていて、中に取り入れられたように見える。51 行に書してあり、行字数は同じでなく、長短が揃いで高低もあり、しかも石中に斜め横に亀裂があり、その部分はこれを避けて文字は刻していない。

2005 年の 3 月下旬に訪れた雲峰山・天柱山の山々は、ともに 300～500m 程度の山で、まだ緑は少なかったが、からりと晴れた春の陽光を浴びながら見た岩塊が、繁縷に瘤起し茫漠としたその靈峰の山陰から、ふっと仙人達の幻影を見る事も許されるような、いかにも何か曰くありげな雰囲気を感じた。この景色と雰囲気は、鄭道昭時代と少しも変わらないのではないかと思われた。古来、山岳崇拜、神仙思想の盛んな土地であったここ山東省は、彼の生き方を少なからず刺激したことであろう。彼は仙道や山水への憧れをひたすら文字にのせて石に書きつけていったに違いない。そこに降霊の状態に近い精神の高まりがあったかも知れない。因みに碑のサイズは、資料によると、磨崖刻で四方の境界がない為、刻字一ぱいの寸法を概算した数字である。それは高さ 197cm、幅 333cm、奥行き 440cm もの巨岩だが、見た感じ、ちょうど頭だけを亭内に突っ込んだ格好である。正面から壁で囲まれた亭内に入ると、刻面のみしか窺うことが出来ない。そのため巨大な岩塊の一側面である事を忘れてしまう程である。鄭道昭の書の精妙さはこの「鄭義下碑」に尽きると思う。道昭の家は、当時漢人貴族中でも屈指の名門でもあり、しかも実力者でもあった。このようなことを遂行するには、十分な財力と権力とに恵まれていなければならないと思わざるを得ない。このような条件と、旺盛な芸術的意欲が相俟って、「鄭義下碑」他数多くの摩崖碑群が残されたのであらうと感嘆した。その書は北朝の伝統的なものから、新興の清新な書風まで、遍く涉った上でこうしたものになったのではなかろうかと思う。「鄭義下碑」は鄭道昭の代表的作品といわれ、用筆・結構の理を模範的に表わ

していて、その精妙さには改めて驚かされた。

「多胡郡碑」とは

日本上代の石刻の類を挙げてみると、わが国最古の石碑として名高い京都府宇治市の宇治橋の東畔、橋寺の境内にある「宇治橋断碑」（646年）、栃木県那須市にある笠石神社の「那須国造碑」（700年）、群馬県高崎市にある「上野三碑」の一つであるこの「多胡郡碑」等がある。ここで取り上げる和銅4年（711年）の建碑とされる「多胡郡碑」の書風は、一見していわゆる六朝様式である。「多胡郡碑」の書が、まさに北魏時代の鄭道昭の書に通じることは、衆目の一致するところであろう。六朝風といっても、点画を鋭く出す龍門石窟系統の様式ではなく、点画を丸く大らかにとって、筆の角を出さない書風で、私は「鄭義下碑」（511年）と似通っていることにかねがね興味を抱いていた。いってみれば無作為に書かれた様な、むしろ締まりのない書だが、その締まらないところに魅力を感じる。「多胡郡碑」は大化改新（645年）から大宝律令制定（701年）までの国郡の設置完了以降に、新たに多胡郡が設置されたその記念の碑である。この多胡郡は帰化人を主体として新設された最初の郡であろう。その後のものとして美濃国（岐阜県）に席田郡、武蔵国（埼玉県）に高麗郡など帰化人を主体とした建郡が数例ある。しかし、大化改新以降での郡の設置を通じて、建郡の記念碑は存在しないので、「多胡郡碑」は全国で唯一の建郡記念碑ということになる。多胡郡は帰化人を主体として最初に設置された郡だけに、碑はその帰化人の祝意を端的に表わしたものとえよう。

この碑は、笠石・碑身・台石の三つの部分からなり、この笠石をのせた独特な形は、わが国でもあまり例がない。その源流は韓国の南部にあるといわれ、この碑の製作には、当時、韓国から日本に渡ってきた、いわゆる渡来人が関わっているのではないかと考えられている。碑身は、資料によると約60cm角、高さ約127cmの石柱で、上端には低いホゾが出ており、笠石の穴にはまっている。笠石は頭部に幅約90cmの正方形で厚さ15cmの笠形の覆石を碑身に載せ、角は少し丸味があり、頂きは角錐ではない。下の台石は後年、二段にコンクリートでうち固められたと聞いている。整拓本によると、碑文は6行、全80字。刻字は、毎字不同で、小字は3cm位から4cm位ほど、最も大きい字は8cm位から14cm位というばらつきがあるが、文字の幅は整っている。彫りは薬研彫りで深さも不同で深いものは5mm程に達するほどである。この事から深く彫り、その喜びを末永く残そうとした当時の人々の意図が窺えよう。6行のうち、はじめの2行は、ほぼ同じ大きさと13字ずつを数えるが、4行目は下が空き、6行の最後は2字分を占めるほどの大字で終わっていて、殊更不同を期したものではなく、ものにこだわらない自然の布置が楽しめる。また、この書風はやや安定感に欠ける文字もあるが、鄭道昭の書風との共通点を見ることが出来る。石質の為、楷書になっていないところもあるが、豊かさや力強さを覚える古朴剛直な楷書である。悠々たる布置の中に豪放な書風を示し、六朝の余風とはいえ、自由にまた毅然と字画を駆使して、はちきれんばかりの力強さである。和銅4年前後という時期は、平城京などで発見される木簡の例から見ると、全国的にかなり六朝的な書風が残っているが、この金石文は当時の流行からいうと、最先端の書風を伝えているといえる。碑石はこの地方では天引石と呼ばれ、牛伏山西部の城山・朝日岳東部の崩落石を使用して、大沢川流域を経由し、現在地まで運んだ砂岩風の安山岩質だそうである。その表面は千年の風雪に耐えて、それなりに浮いているように見えたのは、長年に亘り雨水を吸い込んだせいである。

う。碑文の中にある文字を検証してみる。まず「辨・符・國・岡・真・尊」などは、上代通行の文字として歴史的に認められているものであり、「穂・積」の二文字も禾偏を示偏に借りることは、中国の碑文字に先例がある。また「緑・治・給」の偏及び正字は行書体であり、「藤」を「藤」のように糸を草書体を書いてありむしろ古体である。当時の例では『杜家立成雑書要略』の裏面に捺されている「積善藤家」の家印も「水」が「糸」になっており、『般若波羅蜜小品經光明皇后 五月一日願經』(740年)の奥書にも「糸」で書かれている。このような異体文字の使用法や、行意・くずし・省画化が進行していったと思われる。碑文をわかりやすく書き改めてみると、次のようになる。

弁官符上野國片岡郡緑野郡甘
良郡并三郡内三百戸郡成給羊
成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中弁正五位下多治比真人
太政官二品穂積親王左大臣正二
位石上尊右大臣正二位藤原尊

これは純粋な漢文ではなく、上代における通例の文体で、漢文消化状態が窺えるものであろう。訓読してみると、「弁官、上野の国に符す。片岡郡・緑野郡・甘良郡、并せて三郡の内の三百戸を郡と成し、羊に給いて、多胡郡と成す。和銅四年三月九日甲寅に宣す。左中弁正五位下多治比真人。太政官二品穂積親王。左大臣正二位石上尊。右大臣正二位藤原尊。」となる。解説すると「朝廷からの文書を扱う弁官局からの命令があった。群馬の地の片岡郡（今の高崎市、安中市に当たる地）、緑野郡（今の藤岡市に当たる地）、甘良郡（今の富岡市、甘楽町、吉井町に当たる地）の三郡の中から 300 戸(戸とは郷戸といい、当時は大家族で生活していた。一戸は 20 人から 30 人ぐらい)を分けて新しい郡をつくり、羊という人に支配を任せる。郡の名は多胡郡（多胡は数多い外国人という意味で、朝鮮半島からの渡来人を指すと考えられる）としなさい。新しく郡を作ることは、和銅 4 年 3 月 9 日の甲寅の日に宣られたのである。この多胡郡を新しく作ったときの事務担当者は、多治比真人とよばれていた三宅麻呂であり、その役職は弁官局の左中弁で、位は正五位の下である。また、多胡をつくることを決めて下さったときの政府の大臣は、二品という位の穂積親王、左大臣は正二位という位の石上麻呂さま、右大臣は、正二位という位の藤原不比等さまである。」となる。

「多胡郡碑」の歴史的背景

この多胡郡の建郡に関しては、『續日本紀』和銅 4 年(711 年)3 月の条に、「…辛亥(六日)割上野國甘良郡織裳、韓級、矢田、大家、緑野郡武美、片岡郡山等六郷別置多胡郡。」との記録がある。宇治谷孟氏の現代語訳によると「辛亥(六日)上野國甘良郡の織裳、韓級、矢田、大家、緑野郡の武美、片岡郡の山など六郷を割いて、別に多胡郡を置く。」となる。ここで碑文の内容と『續日本紀』和銅 4 年 3 月の条とを並べてみると、郡の名称に順序の違いがある事に気づく。『續日本紀』では郡名も郡の中の郷名も、共に都に近い西方から順次記載していると思われる。これが公文書の形式である。「弁官の符」そのものも当然その順序であったはずである。しかるに、碑文では、明らかに建碑者の意図が加わっていると考えられよう。また日付けにおいて建郡の日を三月辛亥(六日)とし、碑文には「三月九日甲寅」とある。これについて、『續日本紀』

では「新たに郡を置かるる由の詔を下された日であり、九日は辨官の傳宣符を下した日なるべし。」と記述がある。朝廷では上野国の三郡のうちから 300 戸を割いて、一郡をつくり、羊という人に給して多胡郡と命名した。それが和銅 4 年 3 月 9 日の命令で、6 日が建郡勅許の日、そして上野国に符が到着したのが 9 日だと解釈できる。また碑には 300 戸、『續日本紀』には六郷とあるが、これは大宝律令に定める「五十戸を以て一郷となすという」のに合し、令制が忠実に実行されていた事を証するに足るものである。また『續日本紀』には、「片岡郡山等六郷」となっているが、古文書の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』や『正倉院庸布墨書銘』に「上野國多胡郡山部郷」と見える。元々、山部郷は片岡郡に属していたが、本条に記すように、片岡郡から多胡郡に移されたのである。それを「山」とだけ記したのは、のち山部親王が桓武天皇となった為、本書編者が山部と表記するのを避けたのであろうか。或いは「山等」の間に、「名」か「奈」、又は「字」を脱落したのかも知れない。太政官符には、日付けと弁官（太政官の事務局）の名は記されているが、太政官や左右大臣の名は載っていない。しかも碑文のその名には敬称がついている。これらの名は明らかに建碑者がつけ加えたものであろう。また、太政官符を弁官符といった例もないし、しかもこの弁官符は太政官から国司に下した公文書である。碑文では決して型通りの形式にはなっていないし、人名も省略してある。その中で多治比真人三宅麻呂は『續日本紀』の和銅元年 2 月 11 日条に初めて催鑄錢司（錢貨の鑄造を督励する官司）を置き、それに任じられた人物とあり、「和銅開珎」の貨幣を造る責任者などを勤めたエリート官僚である。この符の勅宣奉行者でもある。また、穂積親王は天武天皇の第五皇子。この時、知太政官事であり、霊龜元年（715 年）7 月 27 日に薨じた。石上尊は左大臣石上朝臣麻呂で霊龜 3 年（717 年）3 月 3 日没。藤原尊は右大臣藤原不比等のことで養老 4 年（720 年）8 月 3 日に薨じた。尊はともに「ミコト」と訓み敬称である。4 人の署名のうち、あとの 2 人の名はただ尊という敬称だけを用いている。これらの点から考えると、この符を写したという碑文は、事実とはともかく、建碑者が弁官からの命令に基づいて書いたもののようである。つまり本文の第一は建郡のことであり、第二はその命令である。「弁官、上野の国に符す。片岡郡・緑野郡・甘良郡并せて三郡の内の三百戸を郡と成し。」では、大臣又は大納言が宣し弁官がそれを伝宣するくだりがある。太政官に左右の弁官があり、八省を分掌し、建郡は民部省の所管だから左弁官が伝宣したものだろう。この碑は当時の符文を刻したもので、官符には恐らく左右の大臣の一人が勅を承って宣したものであろう。またその中間の「郡成給羊」という言葉は「郡と成し給う。」と読むか「郡と成し、羊に給へ。」と読むかは、いろいろ違った意見が百家争鳴の状態であり、いまだに決定的なものはない。一番支配的な説は人名説で、他に誤字説・省文説・方角説・略字説・その他の説がある。続いて「多胡郡と成す。和銅四年三月九日甲寅宣す。左中辨正五位下多治比真人、太政官二品穂積親王、左大臣正二位石上尊、右大臣正二位藤原尊。」と書かれている。「上野国の片岡郡・緑野郡・甘良郡并三郡」で甘良郡の境は、多胡郡のある辺りに集中しているが、その中の 300 戸を取って、新しい郡を作れという命令であるという解釈だとすれば、人名説を取った場合、羊という人にそれを提供し、羊という人の力によって新しく多胡郡という郡を作りなさいということになる。これを裏付ける記事が『續日本紀』の天平神護 2 年（766）5 月 8 日の条に「…上野国に住む新羅人の子の午足ら一百九十三人に吉井連の氏姓を賜ふ。」と見えることから、帰化人の地方的生活と結びつく背景があり、羊氏一族という渡来系人である可能性はある。しかしその確証はない。もう少し時間を経て、歴史的存在として浮かび上がってこないものでもあるまいと思う。命令に署名した郡の高位高官としては、左中辨正五

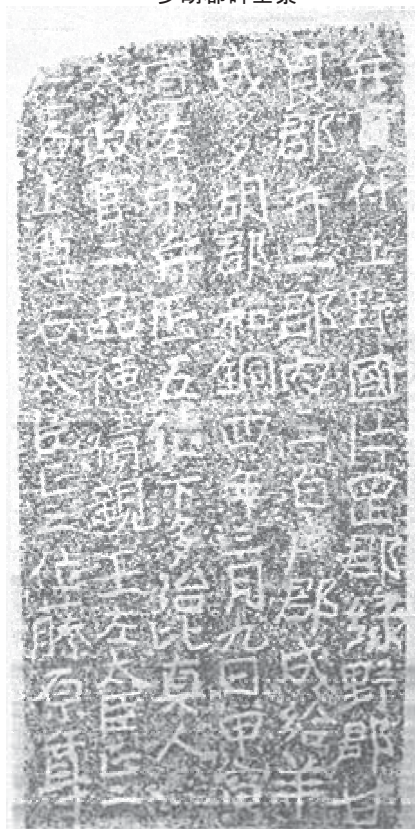
位下多治比真人，太政官二品穂積親王，左大臣正二位石上尊，右大臣正二位藤原尊の名が出てくる。彼等の名前は『續日本紀』には全く書かれていないが，多胡郡の金石文には書かれている。「多胡郡碑」では，弁官が命令したと書かれているのに，『續日本紀』では太政官が命令したということになっていて，細かいところには違いが見られる。しかし，「多胡郡碑」に書かれていることは絵空事ではなく，『續日本紀』という奈良時代（797年）に政府が編纂した正史の歴史書に載っていることでもあり，事実に基づいてこの碑文が彫られたということは間違いない。このように多少の食い違いはあるが，和銅4年の多胡郡の建郡については，都の中央の政府の手元に残っていた資料に基づいて書かれたものであろう。従って，建郡の時よりある程度下がった時期に，弁官符を手にし高度の文化を持つ，恐らく高句麗あるいは新羅からの渡来人自身が，独自の文章をこの碑に刻んだものと考えられる。

これにより「多胡郡碑」と『續日本紀』との文面の歴史的関連は掴めたと言える。

「多胡郡碑」と「鄭義下碑」の比較

両碑を一定の大きさにコピーし，比較してみる。「鄭義下碑」にない文字は鄭道昭の「論經書詩」や北魏の墓誌銘等，わが国奈良時代の書蹟からも集字して検討してみた。文意は全景の碑文を見ることとし，重複文字は省略した。

多胡郡碑全景

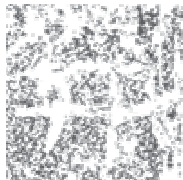


文字の検証

「多胡郡碑」

「鄭義下碑」「論經書詩」「北魏碑並びに墓誌銘」等（字例の縮小率は一樣ではない）

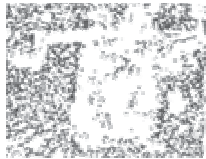
弁



元詮墓誌

論經書詩(511)では「辨」。元詮墓誌(512)では、「弁」である。

官



鄭義下碑(511)

ウ冠の形は中国北魏時代の字形に酷似する。

符



爨龍顔碑(458)

「符」は本来違う文字だが、北魏時代、隸書の名残りから竹冠と草冠は同字として扱われている。

上



鄭義下碑

最終画は藏鋒で、円筆である。

野



爨龍顔碑

最後の2画は北魏様式である。

國



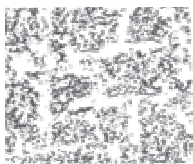
鄭義下碑



廣開土王碑(高句麗:414)

旁の「口」の部分が「△」字は異体文字である。

片



太妃侯造像記（５０３）

この字形は篆書体の「木」字を割った半分である。第４画「丁」は俗字体。

岡



元鑒墓誌（５０７）



廣開土王碑

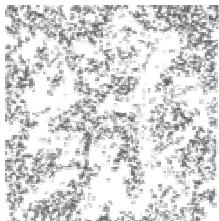
「堦」,「崗」等は俗字で異体文字であり、高句麗で多用される。

郡



鄭義下碑

緑



元願平妻王氏墓誌（５０９） 元崇業墓誌（５２４）

糸偏と「水」の部分は、柔らかい石材質の為か、楷書らしく点画をはっきりと彫れてなく、行意・くずし・省画化と思われる。本来は「緑」である。

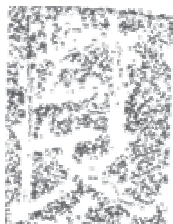
甘



曩寶子碑（４０５）

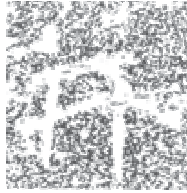
第４画目の横画が縦画より右に出ているが、これはキズであろう。

良



曩龍顔碑

并



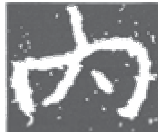
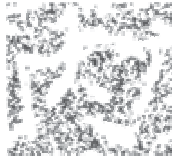
元景造石窟記(499)

三



鄭義下碑

内



鄭義下碑

第2画目の転折は伸びやかにゆったりしている。

百



鄭義下碑

最終画は右下がりで不安定に見える。

戸



爨龍顔碑



元順墓誌(528)

第1画を点に書いた字例が北魏の元順墓誌で初見できる。

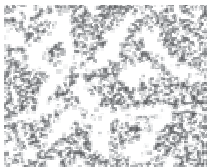
成



元菴振興温泉頌(512~515)

最終画の点が2画目の延長線上にある字例は北魏楷書に多い。

給



糸偏は省画化している。

羊



横画の起筆は藏鋒である。

多



胡



結構が優れている。

和



銅



金偏の6, 7画目は摩滅により横画一本に見える。隸書では筆画が繋がる字例がある。



鄭義下碑



弔比干墓文 (4 9 4)



弔比干墓文



弔比干墓文



鄭義下碑



元詮墓誌

四



鄭義下碑

1画と2画の縦の呼応が安定を欠く。

年



鄭義下碑

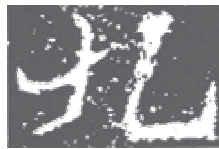
4画目が縦画の右にもあるように見える。隸書体では右に突き抜けて一本の横画となっている。

月

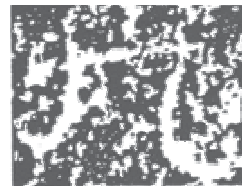


鄭義下碑

九



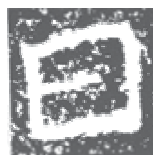
論經書詩



廣開土王碑

終画の左へのカーブは特異であり、自然の面白さ屈託のなさを感じる。

日



鄭義下碑

3画目は双方の縦画に接していない。

甲



弔比干墓文

寅



元偃墓誌(498)



昭仁寺碑(627~649)

北魏の墓誌銘は大半がこの異体文字である。唐になると「寅」となる。

宣



鄭義下碑

左



弔比干墓文

「工」の部分はバランスに欠けるが、自然の面白味がある。

中



鄭義下碑

五



鄭義下碑

終画が短く安定性を欠く。

位



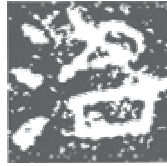
爨龍顔碑

下

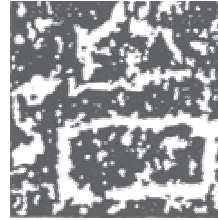


鄭義下碑

治



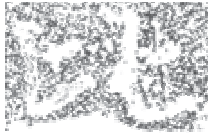
鄭義下碑



廣開土王碑

さんずいが石質の為か一筆に見え、省画化と見る。

比



鄭義下碑

終画は柔らかい曲線で構成されている。

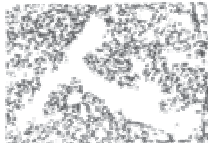
真



鄭義下碑

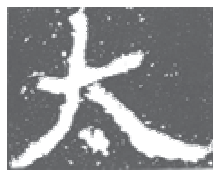
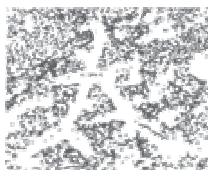
筆画が省画化してある。本来は「眞」である。

人



中岳崇高靈廟碑（456）

太



鄭義下碑

政



鄭義下碑

偏と旁の横画のバランスが微妙に異なる。

二



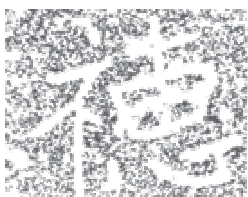
鄭義下碑

品



比丘法生造像記（503）

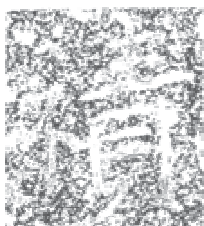
穂



貝義淵蕭僧碑（522）

本来、禾偏であるが、示偏である。心字の3、4画は省画化してある。

積



鄭義下碑



元欽墓誌（528）

この字も示偏である。「貝」の5、6画が一筆で書かれ、最終画の2画目が縦の真下に位置している。これは北魏書の特徴といえる。

親



鄭義下碑

王



鄭義下碑

臣



弔比干墓文

正



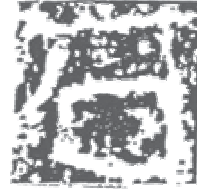
鄭義下碑

行書体である。

石



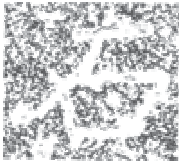
鄭義下碑



廣開土王碑

「口」の部分は前後の文字に比して、右上りが少ない。

右



吊比干墓文

極端に2画目が短く、筆順に疑問を抱く字形である。

藤



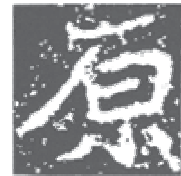
正倉院御物・杜家立成雜書要略の家印（奈良時代）



光明皇后五月一日願經（740）

「水」の部分は「糸」の草書体で書いてあり仮名の「ふ」に近く、筆画が明瞭でない。

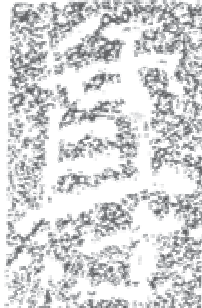
原



鄭義下碑

3画目が省画化してある。

尊



元繼墓誌（529）



光明皇后一切經奥書（奈良時代）

参考資料

書道全集 9 日本 1 大和・奈良 平凡社
書道全集 別巻 2 印譜・日本 平凡社
續日本紀(上巻) 宇治谷猛著 講談社
古代日本金石文の謎 鬼頭清明他著 学生社
書道大字典(上・下) 伏見冲敬編 角川書店
北魏楷書字典 梅原清山編 二玄社

A Study on Writing of the Inscription “Tagogun-hi”

YOSHIMATSU, Keinosuke

Abstract

There exist no more than ten inscriptions which were built in the eighth century in Japan. One of them is the inscription “Tagogun-hi” in Takasaki City (Gunma Prefecture), and it was the commemoration of founding of county in 711.

I compared the inscription “Tagogun-hi” with that of Zheng-xi xia bei. I also studied the relationship between Japanese writing then and Chinese writing in the Northern Dynasties period.

【Key Words】 Inscription “Tagogun-hi”, Chinese writing in the Northern Dynasties period